

柳井市立大畠中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の根拠

大畠中学校はいじめ防止対策推進法（平成25年施行）の施行を受けて、いじめ防止基本方針（以下、方針と表記）を作成し、この方針をもとに校内で発生または発生の可能性のあるいじめ事案に対処する。

2 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的認識

- （1）いじめは絶対にゆるされない。
- （2）どの学級でも起こりうる。
- （3）十分な観察をしなければ、加害と被害を見抜けない。
- （4）重大事案に至ることがないように、小さな芽のうちに解決する。

4 いじめに対する対応の基本方針

- （1）いじめの未然防止に務める。
- （2）いじめの早期発見に務める。
- （3）いじめ事案には即時対応する。
- （4）重大事案には関係機関と連携し対応する。

※重大事案とは、

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 「いじめ対策委員会」の設置

- （1）校長を責任者とするいじめ対策委員会を設置する。
 - ①この委員会は、校長の他、教頭・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）など専門的な知識を有する者をメンバーとする。
 - ②この委員会は、いじめの未然防止・早期発見・事案への即時対応を行う。
- （2）いじめ対策委員会は、必要な場合関係機関と連携を取る。

教育委員会、児童相談所、警察、PTA、民生児童委員などの様々な機関と連携し、必要な情報を得るとともに支援を受ける。

6 いじめの未然防止のために行うこと

- (1) かかわり合いのある授業など、人間関係づくりの視点を授業に入れる。
- (2) 豊かな心を育むために、道徳授業の充実を行う。
- (3) 保護者や生徒が教員に話しやすい人間関係を平素からつくり上げる。
- (4) 生徒に規範意識を高める生徒指導を確実に行う。
- (5) 自尊感情を高めるために、ほめる場面づくりに努める。

7 いじめの早期発見のために行うこと

- (1) 週1回の「生活アンケート」を実施する。
- (2) 授業中、給食時間、休憩時間中など一日を通して生徒の小さな変化があった場合には、情報を全教員で共有する。
- (3) 生徒の家庭での生活の変化があった場合には、早期に保護者から連絡を入れる体制をつくる。
- (4) 授業交換や授業公開などを通して、複数の目で学級の雰囲気や生徒の様子を把握する。

8 いじめ事案への対処

- (1) いじめの通報・相談・発見があった場合は、24時間以内に学校は事実関係を把握するための行動を開始する。必要に応じて、いじめ対策委員会を招集し、校長の指示のもと、対応を開始する。
- (2) 被害生徒を「絶対に守り通す」という姿勢を当該生徒およびその保護者に示し、情報を全教職員で共有する。
- (3) 事実関係を明らかにするために、関係する生徒全てから事情を聞く。
- (4) 事実関係が判明したときには、加害生徒への指導を納得のいく形で行い、その保護者にも知らせる。
- (5) 被害生徒には、十分な心のケアを行い、通常の生活ができるような体制を取る。
- (6) 周囲の生徒への指導を行い、いじめへの認識を深めさせ、再発防止に務める。

9 インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- (1) いじめが把握された場合は、教育委員会ならびに警察に通報して対応する。
- (2) 加害生徒への対応、被害生徒への対応は8の項目と同様にする。

10 重大事案への対応

- (1) 重大事案であると校長が判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 被害生徒の命を守りぬくために、あらゆる関係機関と連携する。
- (3) 再発防止のために、学校組織の再点検を行う。

※ その他、取組の具体については「柳井市いじめ防止基本方針」に準じる。

以上